表三　紀の川水系

区間	区分	名称	変更 旧	変更 新	廃止
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字武木字**隘**地千二百七十九番地先	井光川	井光川	
	右岸	同村同大字字ヒウラ千二百二十七番地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字武木千二百三十三番二地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字千二百三十三番二地先			
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字武木字**隘**地千二百七十九番地先	井光川	井光川	
	右岸	同村同大字字ヒウラ千二百二十七番地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字下多古二十六番二地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字八百八十番二地先			
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字下多古二十六番二地先	下多古川	下多古川	
	右岸	同村同大字小字尾の脇八百七十九番の二地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字下多古小字伯母子所二十六番地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字千二百三十三番二地先			
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字武木千二百六十四番一地先	井光川	井光川	
	右岸	同村同大字字ヒウラ千二百二十七番地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字武木字**隘**地千二百七十九番地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字字ヒウラ千二百二十七番地先			
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字下多古二十六番二地先	下多古川	下多古川	
	右岸	同村同大字八百八十番二地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字中奥小字宮の下モ一番の二地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字小字定ノハナ千百三十八番地先			
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字北和田四百三十二番二地先	中奥川	中奥川	
	右岸	同村大字白川渡二百五十八番二地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字上多古小字クリハヤ二百八十四番の二地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字小字向イ二十六番地先			
上流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字上多古三百九十一番地先	上多古川	上多古川	
	右岸	同村同大字二十番地先			
下流端	左岸	奈良県吉野郡川上村大字武木字**隘**地千二百七十九番地先	紀の川への合流点	紀の川への合流点	
	右岸	同村同大字字ヒウラ千二百二十七番地先			

備考

一　（一）区分欄中「変更」は、名称欄に掲げる河川の区間等をこの表のとおり改めることを示すものであって、「旧」及び「新」は、「旧」の項に掲げる河川を「新」の項に掲げるとおり変更することを示す。

（二）区分欄中「廃止」は、一級河川を廃止することを示す。

二　これらの表中指定及び変更の「新」の項に掲げる地名の表示は、平成二十五年五月一日現在のものである。

○国土交通省告示第四百七十六号

河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第九条第二項の指定区間を変更するため同条第四項の規定に基づき、昭和四十六年建設省告示第三百九十六号の一部を次のように改正する。

平成二十五年五月一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

前文中「平成二十四年四月二十六日」を「平成二十五年五月一日」に改める。

表六十五中

「紀の川（吉野川を含む。）　左岸　奈良県吉野郡川上村大字柏木小字栃木地先　左岸　奈良県吉野郡川上村大字東川小字青木地先
右岸　同村大字北和田小字ミヤマ地先　右岸　同村大字西河小字坂谷地先」を
「紀の川（吉野川を含む。）　左岸　奈良県吉野郡川上村大字柏木三百五十七番十三地先　左岸　奈良県吉野郡川上村大字大滝八百六十九番地先
右岸　同村大字北和田五百九十四番地先　右岸　同村同大字千六十六番二地先」に
「　左岸　奈良県吉野郡川上村大字高原小字ハチノイワヤ千百四番地先　紀の川への合流点
右岸　同村同大字小字ミョウジンヤマ二千四百三十四番の二地先　紀の川への合流点」を
「　左岸　奈良県吉野郡川上村大字高原千八十一番二地先　紀の川への合流点
右岸　同村同大字二千四百三十四番三　紀の川への合流点」に

○中国四国厚生局告示第二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づき、指定医療機関として平成二十五年三月二十四日付けで次の医療機関を指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月一日　　中国四国厚生局長　川尻　良夫

名称	所在地
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	山口県岩国市愛宕町一丁目一番一号

○中国四国厚生局告示第三号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関の指定の効力は、当該指定医療機関の事業が廃止されたことにより同表の下欄に掲げる日をもって消滅したので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき告示する。

平成二十五年五月一日　　中国四国厚生局長　川尻　良夫

名称	所在地	廃止年月日
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	山口県岩国市愛宕町一丁目一番一号	平成二十五年三月二十三日